

西川町結婚支援センター会員規約

この規約は、西川町結婚支援センター（以下、「センター」という。）の業務内容、会員登録の方法、会員の資格、会員の義務、個人情報の取扱いなどに関する事項を定めるものである。

（事業）

第1条 センターの事業は、西川町民のみ対象とし婚活に関する事業の企画・運営、出会い支援に関するサービス（以下、「本サービス」という。）を提供するものである。

ただし、本サービスは、出会いの実現、交際、婚約、成婚を保証するものではない。

（会員登録）

第2条 センターの会員として登録を希望する者は、本規約に同意の上、登録を希望する本人が直接センターに来所して、入会申込書及び各契約書に次の各号に掲げる書類等を添付して、提出するものとする。

- (1) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、パスポートなど）の写し
- (2) 西川町長が発行する「独身証明書」若しくは「戸籍抄本」（発行から3ヶ月以内の原本）
- (3) カウンセリングシート
- (4) 最終学歴証明書（卒業証書のコピー又は卒業証明書） 短大卒以上
- (5) 収入証明書（源泉徴収票・確定申告書・所得証明書） 女性は任意
- (6) 勤務先が確認できるもの（社員証・健康保険証等）
- (7) その他の国家資格それに準ずる資格をお持ちの方はその証明書（コピー可）
- (8) 写真（本人のみ、3ヶ月以内に撮影されたもの、L版サイズ）
- (9) その他必要とされる書類

2 前項の提出を受けたセンターは、登録の可否を審査し、登録を承認した場合に限り会員登録する。

3 会員として登録を希望する者は、センターが登録の可否の審査に際し、必要に応じて身上等の調査を行うことを承諾する。

4 登録期間は承認日より1年間とし、登録期間が終了した場合は自動的に退会となる。ただし、引き続き入会を希望する場合は、継続手続きを行うものとする。

（会員登録料及びお見合い料）

第3条 会員登録料は無料とする。

2 お見合い料は無料とするが、万が一キャンセルした際には13,200円（税込）を会員負担とする。

（会員の資格）

第4条 会員となるためには、以下に掲げる各号の条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 20歳以上であり、結婚を希望し自ら努力すること
- (2) 西川町内に居住していること
- (3) 婚姻（内縁関係を含む）をしていないこと
- (4) 宗教活動や営業活動等、結婚活動以外の目的とした会員登録でないこと
- (5) 暴力団員（西川町暴力団排除条例（平成24年3月15日条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう）ではないこと
- (6) 入会申込書その他の提出書類について、虚偽の記載をしていないこと

(7) 過去に本規約に違反し、登録を抹消されたことがないこと

(遵守事項)

第5条 会員は以下に掲げる各号を遵守し、センター運営に支障を来さないよう努めるものとする。

- (1) 入会申込書及び誓約書を正確に記入し、添付する書類等に偽りがないこと
- (2) 自己の結婚又は交際相手を探す目的以外の目的でセンターを利用しないこと
- (3) お見合いを実施した場合又は交際を開始した場合は、相手の人格を尊重して、誠意をもって接し、相手の名誉を傷つける言動をとらないこと
- (4) 会員同士で、他の会員に関する情報を共有・交換しないこと
- (5) 本サービスの利用によって知り得た他の会員の情報は、退会後も同様に第三者に遺漏しないこと
- (6) 交際を開始したとき、結婚が決まったとき及び交際を解消したときは、直ちにセンターに連絡すること
- (7) センターから照会事項があった場合は、速やかに回答すること

(禁止事項)

第6条 会員は、以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 犯罪に関する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) センター又は第三者の知的財産権、プライバシー権、名誉権、信用、その他一切の権利又は利益を侵害する行為
- (5) 本サービスの運営・維持を妨げる行為
- (6) 営利を目的とした活動及び政治・宗教活動
- (7) センターへの入会手続き、若しくはセンターに提出する書類に対して、虚偽の申告をする行為
- (8) 他人になりすまして登録又は本サービスの利用をする行為
- (9) その他センターが本サービスの会員として不適切であると認めた行為

(会員登録の取消)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 会員登録の有効期間が終了したとき

(会員登録の抹消)

第8条 センターは、会員が第6条に定める禁止事項その他の本規約の各条項に違反した場合や、センターから連絡が取れなくなった場合、予告なしに当該会員の登録を抹消することができる。

2 前項によって、登録を抹消されたものは、センターに有するすべての権利を喪失する。

(サービスの停止、中止)

第9条 センターは、1ヶ月の予告期間をもって、本サービスの停止又は中止する場合がある。

2 センターは以下該当する場合、会員への予告なしに本サービス内容の一部又は全部を停止又は中止する場合がある。

- (1) 本サービスに関するサイトの定期保守、更新並びに緊急事態が発生した場合
- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力その他不測の事態により、本サービスの提供の継続が困難になった

場合

3 前2項の場合、センターは会員に対して何らの責任を負わない。

(サービス内容の変更)

第10条 サービスは、会員への予告なしに本サービス内容を変更する場合がある。

2 前項の場合、センターは会員に対して何らの責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第11条 センターは、会員の個人情報を含む登録情報(以下「会員登録情報」という。)を適切に管理し、情報の遺漏等がないよう努める。

2 センターは、会員登録情報を会員管理等の本サービスの提供に利用し、目的外に利用しない。

3 センターは、会員登録情報をあらかじめ本人の同意を得ないで第三者に開示しない。

(免責)

第12条 センターは、第9条、第10条に定めるほか、下記の事項についても一切の責任を負わない。

(1) 会員情報の正確性

(2) センターを通じて提供された情報・サービスに関して生じた、会員間あるいは会員と第三者の間の紛争

(3) 本サービスによる交際によって生じた一切の損害

(損害賠償請求等)

第13条 会員が当規約の定め違反し、センターに損害を与えた場合、センターは当該会員に対し、センターが被ったすべての損害について賠償を請求できるものとする。

(本規約等の追加・変更)

第14条 当センターは、必要に応じ事前に会員の同意を得ることなく本規約を改定することができるものとし、会員は改定後の規約に従うものとする。

附 則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。